

東京都がん登録情報の提供に関する事務処理要領

制定	平成31年3月12日	30福保保健第1172号
一部改正	令和5年3月31日	4福保保健第1285号
一部改正	令和5年8月21日	5保医保健第127号
一部改正	令和6年1月29日	5保医保健第743号
一部改正	令和6年9月20日	6保医保健第563号
一部改正	令和7年6月4日	7保医保健第299号

(目的)

第1条 この要領は、東京都がん登録事業実施要綱（平成31年2月5日付30福保保健第915号、以下「実施要綱」という。）に基づいて東京都（以下「都」という。）が行う、都道府県がん情報及びその匿名化情報並びに地域がん登録情報及びその匿名化情報の提供に関する事務処理の明確化及び標準化を行い、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号、以下「法」という。）及び実施要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号の定めるところによる。

- (1) 窓口組織 都道府県がん情報及びその匿名化情報並びに地域がん登録情報及びその匿名化情報の提供依頼申出者に対する一元的窓口機能として、申請を取りまとめ、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織
- (2) 情報 都道府県がん情報及びその匿名化情報並びに地域がん登録情報及びその匿名化情報の総称をいう。
- (3) 匿名化が行われた情報 全国がん登録データベースに記録された特定匿名化情報のほか、提供依頼申出者からの提供の求めに応じて匿名化を行った情報をいう。
- (4) 提供依頼申出者 法第18条から第21条まで又は実施要綱第10条から第13条までの規定に基づいて情報の提供を求める者をいう。
- (5) 利用者 情報の提供を受け、これらを利用する者（提供された情報及び中間生成物の集計・加工・閲覧等の作業に直接携わる者）をいう。
- (6) 申出文書 情報の提供を求めるために提供依頼申出者が窓口組織に提出する文書
- (7) 定義情報等 情報がどのような内容であるか示すものをいう（例：データレイアウト様式、符号表等の提供を受けた情報等と結びつけて当該データを定義するための情報、プログラム等公表された統計表を作成するための情報、電子計算機処理に必要な情報等）。
- (8) 審議会 東京都がん登録審議会（平成31年東京都規則第105号）をいう。
- (9) 電子計算機 情報等を取り扱うコンピュータ等及び附属機器をいう。

(運用体制等)

第3条 都は、実施要綱第16条第1項の規定に基づき、窓口組織を設置し、次の各号に掲げる事務を実施する。

- (1) 情報及び定義情報等の保管、整備

- (2) 事前相談への対応
 - (3) 提供依頼申出者からの申出文書の受付
 - (4) 情報の提供に係る審議会との連絡調整
 - (5) 審議会の庶務
 - (6) 審査結果の通知
 - (7) 提供依頼申出者又は利用者による手数料の納付に係る事務
 - (8) 情報及び定義情報等の提供
 - (9) 調査研究成果の公表前確認
 - (10) 情報の利用期間終了後の処置の確認
 - (11) 提供依頼申出者又は利用者による利用実績の報告に係る事務
 - (12) 厚生労働大臣からの求めに応じた提供状況の報告
- 2 窓口組織は、この要領及び「全国がん登録個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」（令和7年4月1日付け厚生発第55号厚生労働省健康・生活衛生局長通知別添。以下「安全管理措置マニュアル」という。）に則って、情報の提供に係る業務を行うものとする。
- 3 提供依頼申出者及び利用者は、情報の提供を受け、又は利用するにあたって、全国がん登録情報の利用マニュアル第1版（令和7年4月 厚生労働省 国立研究開発法人国立がん研究センター）（以下「情報の利用マニュアル」という。）を遵守しなければならない。
- 4 都は、提供依頼申出者の申出の円滑化及び審議会による提供の審議の透明性等を確保する観点から、情報提供に係る諸規定等の公表及び定義情報等の整備に取り組むものとする。

（情報及び定義情報の保管・整備）

- 第4条** 窓口組織は、情報の提供の用に資するための電子化された情報を定義情報等とともに適正に保管しなければならない。
- 2 窓口組織は、情報及び定義情報等の存在の有無、所在及び保管状況を把握し、別記様式1「情報管理リスト」を整備し、年次情報確定後、速やかに更新しなければならない。

（事前相談）

- 第5条** 窓口組織は、提供依頼申出者に対して、法・実施要綱の趣旨、提供申出ができる者、審議会による審査の要不要・方向性、手数料、安全管理義務、利用・提供・保有等の制限、秘密保持義務等について説明し、手続等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行うものとする。

（提供依頼申出者の別と利用目的等の関係提供）

- 第6条** 提供依頼申出者と提供を申し出ることのできる情報等との対応関係は、別紙2「提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

（申出文書の提出等）

- 第7条** 法第18条、同第19条、同第21条第8項、同条第9項、実施要綱第10条、同第11条又は同第13条の規定による提供依頼申出者は、別記様式2-1「情報の提供依頼申出文書」及び別記様式2-3「情報の提供の利用に関する誓約書」を、窓口組織に提出しなければならない。
- 2 法第20条又は実施要綱第12条の規定による提供依頼申出者は、別記様式2-2「病院等の管理者からの提供依頼申出文書」及び別記様式2-3「情報の提供の利用に関する誓約書」を、

窓口組織に提出しなければならない。

- 3 前二項で提出する別記様式2-3「全国がん登録情報等の利用に関する誓約書」は、すべての利用者が記名署名し、提出しなければならない。

(申出文書の添付書類等)

第8条 法第18条、同第19条、実施要綱第10条又は同第11条の規定による申出の場合、別記様式3-1「情報の利用の必要性について」を添付し、当該情報を利用して実施する調査研究が申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを明らかにしなければならない。

- 2 法第21条第8項、同条第9項、実施要綱第13条第1項又は同条第2項の規定による申出の場合、提供依頼申出者（法人その他の団体の申出の場合はその代表者、個人の申出の場合は当該個人、複数の個人による申出の場合はその代表者とする。）の本人確認及び所在確認のため、次の各号に定める事項を明らかにしなければならない。このうち、法第21条第8項又は実施要綱第13条第1項の規定による申出の場合、提供依頼申出者ががんに係る調査研究であって医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証する書面（例：学術論文、報告書等）を添付しなければならない。

(1) 法人その他の団体の申出の場合は、当該法人その他の団体の名称及び住所

(2) 個人の申出の場合は、当該個人の生年月日及び住所

- 3 提供依頼申出者が法第18条第1項第2号、同項第3号、法第19条第1項第2号又は同項第3号に該当する場合、次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 調査研究等の委託等に係る契約書等の写し

(2) 別記様式4-1「申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書」に掲げる事項の①から⑨までの事項を記載した覚書等の写し（ただし、前号の契約書等において当該事項の記載がある場合は除く。）

(3) 契約締結前である等の事情により前二号の書面を添付できない場合は、別記様式4-1「申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書」（この場合、契約締結後、速やかに前二号の書面を提出することとし、情報の提供が決定における当該情報の提供は、窓口組織が当該書面の提出を確認した後に行うものとする。）

- 4 提供依頼申出者が調査研究の一部について委託等を行う場合、次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 調査研究等の委託等に係る契約書等の写し

(2) 別記様式4-2「申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書：調査研究の一部委託」に掲げる事項の①から⑨までの事項を記載した覚書等の写し（ただし、前号の契約書において当該事項の記載がある場合は除く。）

(3) 契約締結前である等の事情により前二号の書面を添付できない場合は、別記様式4-2「申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書：調査研究の一部委託」（この場合、契約締結後、速やかに前二号の書面を提出することとし、情報の提供が決定における当該情報の提供は、窓口組織が当該書面の提出を確認した後に行うものとする。）

(同意)

第9条 法第21条第8項又は実施要綱第13条第1項の規定による申出の場合で、当該申出に係るがん罹患した者が生存している場合にあつては、当該調査研究のために都道府県がん情報又は地域がん登録情報が提供されることについて、当該調査研究を行う者が当該がん罹患した者に説明を行った上で同意を得ていることを証する書面を添付しなければならない。当該情報

のオプトアウトによる提供は認められない。ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）中「代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等」に準じることとし、その旨を証する書面も添付するものとする。

2 前項に関わらず、法第21条第8項の規定による申出の場合で、申出に係る調査研究が法の施行日（平成28年1月1日）前に当該調査研究の研究計画書において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであって、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の同意に替えて、「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成27年厚生労働省告示第471号）に即した措置を講じることにより申出を行うことができる。

(1) 法の施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が5千人以上の場合

(2) 次のア又はイに掲げる事情があることについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合

ア 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難

イ がんに係る調査研究の対象とされている者の同意を得ることが調査研究の結果に影響

3 前項の規定による同意代替措置による申出の場合は、第7条第1項に定める書面の提出と同時に、次の各号に定める書面を窓口組織に提出しなければならない。

(1) 同意代替措置が講じられていることを証する書面

(2) 前項第1号に該当する場合は、その旨を証する書面

(3) 前項第2号の認定を受けようとする場合は、次のアからウまでに掲げる書面

ア 当該調査研究の研究計画書

イ 別記様式5-1「同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定の申請について」

ウ 別記様式5-2「同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定申請の進達について（依頼）」

4 窓口組織は、前項第3号の書面を受け付けた場合は、当該書面及び前条第1号の書面を含む申出文書を厚生労働省に送付し、当該調査研究が第2項第2号の認定を受けた後に、第11条に定める審査を行うものとする。

5 第1項の同意取得に当たっては、次のア及びイに掲げる条件を満たさなければならない。

ア 次の(ア)及び(イ)に掲げる内容を説明文書に記載していること

(ア) 当該調査研究を行う者が、対象者の都道府県がん情報又は地域がん登録情報の提供を受け、調査情報と紐づけて集計や解析を行うこと

(イ) 都道府県がん情報又は地域がん登録情報の提供を申請する際は、対象者の個人情報（氏名、生年月日、住所、等）を都に送付すること

イ 都道府県がん情報又は地域がん登録情報の説明及び提供を受けた情報の利用方法に関する説明を、説明文書又は別添資料として配付していること（説明内容をホームページに公開し、説明文書にリンクを示す等の対応でも可）。

（申出文書の形式点検）

第10条 窓口組織は、申出文書について、別記様式2-1「情報提供依頼申出文書」別紙1又は別記様式2-2「病院等の管理者からの提供依頼申出文書」別紙1を用いて、形式点検を行うものとする。

（申出文書の審査）

第11条 申出文書が前条の形式点検に適合した場合、知事は、審議会に諮問し、審議会において別記様式2-1「情報帆提供依頼申出文書」別紙1を用いて審査を行うものとする。ただし、法第20条又は実施要綱第12条の規定による申出の場合は、必ずしも審議会における審査は要しない。

2 前項の審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 応諾
- (2) 附帯付き応諾
- (3) 条件付き応諾
- (4) 不応諾
- (5) 継続審査

(審査結果の答申)

第12条 審議会は、前条の審査終了後速やかに、別記様式第2-1「情報帆提供依頼申出文書」別紙1を用いて審査結果を知事に答申するものとする。

(申出に係る決定)

第13条 知事は、前条の答申を踏まえて、次の各号に掲げる決定区分により提供依頼申出に対する取扱いを決定し、情報の提供を応諾する場合は別記様式6-1「応諾の通知書」、不応諾の場合は別記様式6-2「不応諾の通知書」により提供依頼申出者に通知する。ただし、第11条第1項ただし書きにより審査会における審査を行わない場合は、第10条の形式点検の結果を踏まえて別記様式6-3「病院等への提供の通知書」により提供依頼申出者に通知する。

- (1) 応諾
- (2) 附帯付き応諾
- (3) 条件付き応諾
- (4) 不応諾
- (5) 継続審査

(条件付応諾の場合の申出書等修正)

第13条の2 前条における決定区分が条件付応諾の場合、提供依頼申出者は、条件に適合するよう申出書等を修正の上、別記様式6-4「都道府県がん情報等提供依頼申出書等修正報告書」を窓口組織に提出しなければならない。

2 前条における条件付応諾とされた場合であって、条件への適合確認を審議会又は審議会の会長が行うとされた場合、審議会の会長は、前項の修正報告書により条件適合の有無を確認し、条件適合を認めた場合は速やかに、別記様式6-5「都道府県がん情報等提供依頼申出に係る修正確認報告書」により知事に報告することとする。

3 知事は、前二項により条件適合を認めた場合、別記様式6-6「都道府県がん情報等提供依頼申出に係る修正確認通知書」により提供依頼申出者に通知する。

(再審査申立て)

第13条の3 提供依頼申出者は、第13条の決定に異議のあるときは、別記様式6-7「都道府県がん情報等提供依頼申出に係る決定に関する再審査申立書」を窓口組織に提出し、知事に再審査を請求することができるものとする。再審査の請求は、1回を限度とし、第13条による決定

の通知のあった日から2週間以内にしなければならない。

- 2 前項の再審査の請求に係る審査及び決定等の手続きについては、第11条、第12条、第13条及び第13条の2条の規定を準用する。

(申出の取下げ)

第13条の4 提供依頼申出者は、第7条の規定による申出文書の提出から第14条第1項の規定による情報の提供が行われるまでの間、別記様式6-8「都道府県がん情報等提供依頼申出取下書」を窓口組織に提出し、当該申出を取り下げることができるものとする。

(情報及び定義情報等の提供)

第14条 窓口組織は、申出を応諾することとなった場合（条件付応諾の場合は、知事が条件適合を認めた場合に限る。）、提供依頼申出者に対し、速やかに当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。また、都道府県がん情報又は地域がん登録情報の提供に該当する申出の場合には、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施するものとする。

- 2 前項により提供する情報が都道府県がん情報の匿名化情報又は地域がん登録情報の匿名化情報の場合、年齢に関する情報については原則5歳階級別として提供する。

(情報の提供の手段)

第15条 窓口組織は、前条の規定による情報の提供を行う場合、安全管理措置マニュアルに従って、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 電子媒体や紙を移送する場合、配達記録が残る手段を利用する。
- (2) 電子媒体転写情報は、暗号化しパスワードを付して提供する。
- (3) 電子媒体によって情報の受渡しを行う場合、電子媒体について未使用品を使用する。
- (4) 個人情報を運搬する場合、移送中は当該個人情報に対して常に人を付け、鞆や紙袋に入れる等、外部の人間が資料を直接見ることができないようにする。
- (5) インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる情報の提供等を行わない（ただし、全国がん登録システムのネットワーク及び厚生労働大臣がそれに準ずると指定する安全が確保されたネットワークは除く。）。

- 2 窓口組織は、情報の提供にあたって、提供依頼申出者又は利用者に対し、情報の保護等に関する規定に基づく制限及び義務が課せられること並びに罰則が適用される場合があることを必ず説明しなければならない。

- 3 窓口組織は、第1項に基づき提供依頼申出者に提供した情報について、提供依頼申出者が読み取りエラー等の障害を発見し、情報を受領してから14日以内に申し出た場合は、障害を確認した上で、提供電子媒体の交換に応じるものとする。なお、当該申出に係る障害が、窓口組織の帰責事由による場合は、提供依頼申出者からの返却にかかる費用及び再送付の費用を、窓口組織が負担するものとする。

(手数料の通知と受領)

第16条 窓口組織は、法第21条第8項、同条第9項、実施要綱第13条第1項又は同条第2項の規定による提供依頼申出者に対して、実施要綱第14条及び東京都保健医療局関係手数料条例に基づく手数料の額を通知し、請求するものとする。

- 2 窓口組織は、前項の規定により請求した手数料の受領確認後、情報の提供を行うものとする。
- 3 第13条の4の規定による申出の取下げが行われた場合であっても、第1項の規定により納付された手数料は、提供依頼申出者に返還しないものとする。

(利用者の安全管理措置等)

第17条 利用者は、「情報の利用マニュアル」の「利用者が行う安全管理措置」（以下「利用者が行う安全管理措置」という。）に則った対策を講じなければならない。ただし、地域がん登録情報及びその匿名化情報の利用者については、「利用者が行う安全管理措置」を準用した対策を講じるものとする。

- 2 提供依頼申出者及び利用者は、提供された情報及び中間生成物（第18条第2項の公表前確認が終わっていないすべての成果物を含む。）の集計・加工・閲覧等の作業に利用者以外の者を直接携わらせてはならない。ただし、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合は、図表等の集計・統計結果を示すものに限りに、利用者以外の者との閲覧を可能とする。
 - (1) 研究計画書又は申出文書において限定明記された集団（研究分担者、研究協力者等概ね20名以内）の内部での閲覧であること。
 - (2) 提供依頼申出者の責任において、前号の集団外に資料を持ち出さないことが確約されていること。
 - (3) 閲覧するすべての図表のセルの最小値（度数）が10以上であること。

(調査研究成果の公表前の確認等)

第18条 知事は、利用者に対して、調査研究成果を公表する前に、公表予定の内容について窓口組織への報告を依頼し、この報告は、提供依頼申出者が別記様式8「公表予定内容報告書」により公表の2週間前までに行うものとする。ただし、論文への公表予定の場合は投稿前に報告を行うものとし、また、投稿後の査読等によって、投稿前に報告した公表内容に修正を要する場合には、公表前に報告を行うよう依頼する。

- 2 知事は、前項の報告があった場合、窓口組織において次の各号について確認し、必要に応じて審議会の意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがん罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、提供依頼申出者又は利用者に対して必要な助言を行うものとする。
 - (1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと。
 - (2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと。
 - (3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること。

(情報の取扱いに関する報告及び助言)

第19条 知事は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。

- 2 知事は、前項の報告において問題が解決しない場合には、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(情報の取扱いに関する勧告)

第20条 知事は、利用者が、法第30条第1項、同第31条第1項、同第32条、実施要綱第21条から第23条までの規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、提供依頼申出者又は当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告するものとする。

(利用期間中の対応)

第21条 知事は、利用期間（申出文書に記載した利用期間）が5年を越える場合には、5年毎を目途として、提供依頼申出者に対して、申出文書及び調査研究の進捗状況がわかる書類を窓口組織に報告させるものとする。

2 提供依頼申出者は、利用期間（申出文書に記載した利用期間）中に申出文書等の記載事項に変更が生じた場合は、別記様式2-4「情報の提供依頼変更申出文書」を窓口組織に提出しなければならない。

3 知事は、前項の提出があった場合、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号に掲げる事項の変更、修正等の場合については、法第20条又は実施要綱第12条の規定による申出の場合を除き、必ず審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 成果の公表形式の変更

(2) 利用期間の延長（査読結果待ちなど公表手続き中であることが確認できる場合を除く。）

(3) セキュリティ要件の修正

(4) その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正

4 前二項の変更申出に係る審査及び決定等の手続きについては、第10条、第11条、第12条、第13条及び第13条の2の規定を準用する。

(利用期間終了後の処置の確認及び利用実績の報告)

第22条 提供依頼申出者は、利用後の処置及び提供を受けた情報の利用実績について、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後、速やかに別記様式7「廃棄処置及び実績報告書」を窓口組織に提出しなければならない。

2 知事は、前項による廃棄の確実な実施について疑義が生じた場合には、提供依頼申出者又は利用者から情報の取扱いに関し報告させる等して確認するものとする。

3 知事は、前項の報告において問題が解決しない場合は、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査を行うなどするものとする。

(提供状況の厚生労働大臣等への報告)

第23条 知事は、法第42条に基づき、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする。

2 知事は、利用者に国外に在る者を含む場合に情報を提供する場合、国立がん研究センターに相談するとともに、該当する情報提供の審議完了後2か月以内に様式9により厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課へ報告する。

(その他)

第24条 この要領に定めるものの他、情報の提供事務に関して必要な事項は、別に定める。

2 この要領に定める手続きのうち、第5条、第7条第1項（法第18条第1項及び実施要綱第10

条の規定による提供依頼申出者は除く。) 、同条第2項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第13条の4、第18条第1項、第19条第1項、第21条第1項、同条第2項、及び第22条第1項に定める申出、報告等の手続きは、原則として「L o g o フォーム」の利用により行うものとする。

附 則 (30福保保健第1172号)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (4 福保保健第1285号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (5 保医保健第 127号)

この要領は、令和5年8月21日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則 (5 保医保健第 743号)

この要領は、決定の日から施行する。

附 則 (6 保医保健第 563号)

この要領は、決定の日から施行する。

附 則 (7 保医保健第 号)

この要領は、決定の日から施行する。

別紙（第6条関係）

提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文	備考	
①知事 ②都設立の地方独立行政法人（以下「地独」） ③都若しくは②のから調査研究の委託を受けた者又は共同して調査研究を行う者 ④③に準ずるものとして知事が定める者	都のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究	都道府県がん情報又はその匿名化情報	法第18条		
		地域がん登録情報又はその匿名化情報	実施要綱第10条		
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	都道府県がん情報又はその匿名化情報	法第21条第8項、同条第9項		「⑨がんに係る調査研究を行う者」に同じ
		地域がん登録情報又はその匿名化情報	実施要綱第13条		
⑤都内区市町村の長 ⑥都内区市町村設立の地独 ⑦都内区市町村若しくは⑥の地独から調査研究の委託を受けた者又は共同して調査研究を行う者 ⑧⑦に準ずるものとして⑤が定める者	当該区市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究	都道府県がん情報又はその匿名化情報	法第19条		
		地域がん登録情報又はその匿名化情報	実施要綱第11条		
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	都道府県がん情報又はその匿名化情報	法第21条第8項、同条第9項		「⑨がんに係る調査研究を行う者」に同じ
		地域がん登録情報又はその匿名化情報	実施要綱第13条		
⑨がんに係る調査研究を行う者	がんに係る調査研究のため	都道府県がん情報又はその匿名化情報	法第21条第8項、同条第9項		
		地域がん登録情報又はその匿名化情報	実施要綱第13条		
⑩病院等の管理者	当該病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため	当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報	法第20条		
		当該病院等から届出がされたがんに係る地域がん登録情報	実施要綱第12条		

別記様式 2-1 (情報の提供 (病院等への提供を除く) 依頼申出文書) (第 7 条第 1 項関係)

年 月 日

東京都知事 殿

提供依頼申出者

住所

氏名

(法人の場合は代表者の職氏名) (押印省略)

都道府県がん情報 (2012年から2015年までの情報)
匿名化が行われた都道府県がん情報 (")

の提供について (申出)

標記について、がん登録等の推進に関する法律 (平成25年法律第111号)、
(2016年以降の情報)

第18条 (都等)
第19条 (区市町村)
第21条第8項
(研究者等、非匿名化情報)
第21条第9項
(研究者等、匿名化情報)

東京都がん登録事業実施要綱 (30福保保健第 915号)
(2012年から2015年までの情報)

第10条 (都等)
第11条 (区市町村)
第13条第1項
(研究者等、非匿名化情報)
第13条第2項
(研究者等、匿名化情報)

の規定に基づき、別紙のとおり

都道府県がん情報
匿名化が行われた都道
府県がん情報

の提供の申出を行います。

別記様式 2-1 別紙 1 (第 7 条第 1 項関係)

※提供依頼申出者は太枠内に記入する。

				審議会等の名称		
申出番号 (新規)				審査日 ※ 西暦	____年__月__日	
調査研究名				委員氏名		
根拠となる 法律条文	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号） 第____条第____項			審査結果	<input type="checkbox"/> 応諾 <input type="checkbox"/> 付帯意見付き応諾 <input type="checkbox"/> 条件付応諾 <input type="checkbox"/> 不応諾 <input type="checkbox"/> 継続審査	
		確認日	____年__月__日			
		確認者氏名				
項目	内容・添付文書	窓口組織での点検事項		各項目の判定	意見・備考	
情報の 利用目的、 必要性及び 研究方法	<p>【情報の利用目的（300字程度）】</p> <p>（例）全国がん登録情報を用いて、〇〇がん患者の背景因子（年齢、性別、進行度等）、発見経緯、受療動向、治療内容及び予後の地域ごとの格差とその要因分析を行うことで、都道府県間のがん治療、予後等の格差を解消し、国民全体の健康の向上に資する。</p>	<input type="checkbox"/> 登録情報の利用目的及び必要性が申出文書に明記されている <input type="checkbox"/> 利用する登録情報等と調査研究方法の関係が明確に記載されている <input type="checkbox"/> 個人特定につながるようなデータの使用方法ではない <input type="checkbox"/> 研究計画書が添付され		<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他		

	<p>【必要性（300字程度）】</p> <p>（例）〇〇がん患者の生存率の地域格差を把握するためには、住民ベースの悉皆性の高い全国がん登録情報の利用が必要である。 e-Statでの公表値では目的が達成できない。</p>	<p>ている</p> <p><input type="checkbox"/> 研究計画と申出内容に矛盾がない</p> <p><input type="checkbox"/> 国、都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究である場合、別記様式3-1号、委託契約書等又は別記様式第4-1号が添付されている</p>		
	<p>【研究方法（300字程度）】</p> <p>（例）集計表案に記載の通り、〇〇がん患者（ICD-10コード：CO〇）を都道府県別に集計し、年齢階級、進展度、初回治療内容ごとに層別化する。属性ごとに生存率の算出を行い、がんの過剰死亡を目的変数とした過剰ハザードモデルを使用した多変量解析を行う。</p>			
<p>利用する情報の範囲</p>	<p>（別記様式2-1 別紙2の添付）</p>	<p><input type="checkbox"/> 必要な限度の情報である</p> <p><input type="checkbox"/> 診断年次、地域、がんの種類が記載されている</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切</p> <p><input type="checkbox"/> 不適切</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	

<p>想定する 集計表・図</p>	<p>(集計表・図の作成を予定する場合、想定する集計表・図の添付)</p>				<p><input type="checkbox"/> 集計表・図の作成を予定する調査研究の場合は、集計表・図の様式案等の添付がある</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではない</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切</p> <p><input type="checkbox"/> 不適切</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>		
<p>提供依頼 申出者</p>	<p>※公的機関(国の行政機関、都道府県及び市区町村)、法人等(公的機関以外の組織)、個人のいずれかの欄に記入する。</p>				<p><input type="checkbox"/> 利用者の所属が複数ある場合は、すべての所属及び職名又は立場が記載されている</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の具体的な役割が記載されている</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の情報の利用場所について記載されている</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切</p> <p><input type="checkbox"/> 不適切</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>		
<p>(公的機関)</p>	<p>機関名</p>	<p>担当部局等</p>	<p>住所</p>	<p>電話番号</p>				
<p>(法人等)</p>	<p>法人名 (法人番号)</p>	<p>代表者の職名</p>	<p>代表者の氏名 (ふりがな)</p>	<p>住所</p>				<p>電話番号</p>
<p>(個人)</p>	<p>氏名(ふりがな)</p>	<p>生年月日※西暦</p>	<p>所属機関</p>	<p>所属部署</p>				
	<p>()</p>							
	<p>職名</p>	<p>住所</p>	<p>電話番号</p>	<p>メールアドレス</p>				
		<p>〒</p>						

	氏名	所属機関	職名	申出上の立場 及び研究にお ける役割	利用場 所		
利用者 ※10名を超 える場合は 別紙として 添付する。				提供依頼申出 者 統括利用責任 者 分析結果解釈 助言	① (名称 又は集 計、分析 等を行 う場所 の番号 等)		
				利用責任者 分析方法助言	①		
				利用者 分析	①		
				利用者責任者 分析方法助言	②		
				利用者 分析	②		
誓約書	(別記様式2-3の添付)				<input type="checkbox"/> 利用者全員の誓約書が 添付されている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他	
研究実績を 示す書類	(第21条第3項及び第8項の規定に基づく場合、論文・報告書等の 添付)				<input type="checkbox"/> 実績を2以上有するこ とを証明する書類 (論文・	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切	

		報告書等)が添付されている	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他	
委託の有無	有・無 有の場合 (委託契約書等又は別記様式4-2の添付)	<input type="checkbox"/> 調査研究の一部を委託する場合には、委託契約書等の書類が添付されている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他	
利用期間	①又は②のいずれか早い日を選択する。 <input type="checkbox"/> ①提供を受けた日から_____年(※)を経過した日が属する年の12月31日までの期間 <input type="checkbox"/> ②当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日 (年 月 日) (※)がんに係る調査研究の性質上、全国がん登録情報を5年以上にわたり分析をする必要がある場合は、最大15年	<input type="checkbox"/> 調査研究の期間に照らして、必要な期間が具体的に明記されている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他	
利用場所、 利用する環境、 保管場所、 管理方法及び 利用後の処理	集計、分析等を行う場所： ※利用者との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。 ① ○○大学医学部○○講座第一研究室 ② ○○大学医学部附属病院がん対策研究所サーバ管理室1 保管を行う場所： ※集計、分析等を行う場所との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。 ①' ○○大学医学部○○講座第一研究室 ②' ○○大学医学部附属病院がん対策研究所サーバ管理室1	<input type="checkbox"/> 情報の利用場所について記載されている <input type="checkbox"/> 利用者が行う安全管理措置に示された措置が全て講じられている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他	

	<input type="checkbox"/> 利用する情報に合わせ、別添2「利用者が行う安全管理措置」に記載の対策が全て講じられている。			
倫理審査の状況	<p>法第21条に規定されている目的の調査研究である場合 承認・未承認</p> <p>承認の場合 (倫理審査結果通知書等の添付)</p>	<input type="checkbox"/> 法第21条に規定されている目的の調査研究である場合、当該研究計画について倫理審査委員会の承認状況の記載がある <input type="checkbox"/> 倫理審査委員会で承認されている場合、倫理審査結果通知書等の添付がある	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他	
同意書又は同意代替措置を示す書類	<p>(第21条第8項の規定に基づく提供を受ける場合、当該研究にかかる説明・同意文書又は同意代替措置が講じられていることを示す書類の添付)</p>	<input type="checkbox"/> 同意を得ていることが分かる書類が添付されていること <input type="checkbox"/> 法附則第2条第1項に該当する調査研究の場合は、政令附則第2条第3項に該当する調査研究であること及び同意代替措置に関する指針に従った措置が講じられていることを判断できる書類が添付されていること <input type="checkbox"/> 同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他	

							行に支障を及ぼすことに係る認定を申請する場合、別記様式5-1が添付されていること		
調査研究成果の公表方法	利用期間内に以下の方法で公表する予定 <input type="checkbox"/> 学会又は研究会での公表 <input type="checkbox"/> 学術誌への投稿 <input type="checkbox"/> 研究班や所属組織の報告書での公表 <input type="checkbox"/> ウェブサイトでの公表 <input type="checkbox"/> その他（具体的な方法を記載）						<input type="checkbox"/> 研究成果の公表方法が示されている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> その他	
その他特記事項								<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> その他	
事務担当者連絡先	氏名	所属機関	職名	住所	電話番号	メールアドレス	<input type="checkbox"/> 事務担当者の連絡先等が全て記載されている		
				〒					

別記様式2-1 別紙2 (第7条第1項関係)

	利用する情報の範囲	記入(半角英数字)	単位・コード		利用する情報の範囲	記入(半角英数字)	単位・コード		利用する情報の範囲	記入(半角英数字)	単位・コード
ア	診断年次(開始年)		(年から)※西暦	ウ	がんの種類(ICD10)		(ICD10コード)	エ	性別		(性別コード)3:全て(不明含む) / 0:両性/1:男性のみ/2:女性のみ
	診断年次(終了年)		(年まで)※西暦		又は					年齢(下限)	
イ	地域		(地域コード)0:全国 / 1~47:都道府県コード		がんの種類(ICD-O-3)		(局在コード) (形態コード)	オ	年齢(上限)		(歳未満)

左欄の基本提供項目に加えて、以下の太枠内に○をつけた選択提供項目の提供を希望する(不要な項目は空欄とする)。(※)様式第1号別紙1の項目番号

番号(※)	【基本提供項目】	提供	番号	【選択提供項目:診療情報等】	提供	番号	【選択提供項目:診療情報等】	提供	番号	【選択提供項目:病院地理情報等】	提供
1	行番号	○		■発見経緯基本提供項目			■治療項目基本提供項目			■保健所区分	
4	性別	○	27	発見経緯	—	31	外科的治療の有無	—	41	初診病院保健所コード	—
5	診断時年齢	○		■小児がん基本提供項目		32	鏡視下治療の有無	—	46	診断病院保健所コード	—
7	診断時患者住所都道府県コード	○	6	診断時年齢(小児用)	—	33	内視鏡的治療の有無	—	51	観血的治療病院保健所コード	—
12	側性	○	21	IARC-ICCC3コード(小児用がん分類)	—	34	観血的(外科的・鏡視下・内視鏡的)治療の範囲	—	56	放射線治療病院保健所コード	—
13	局在コード(ICD-O-3)	○	22	ICCC(英名)	—	35	放射線療法の有無	—	61	薬物治療病院保健所コード	—
14	診断名(和名)	○		■多重がん基本提供項目		36	化学療法の有無	—		■医療圏区分	
15	形態コード(ICD-O-3)	○	2	提供情報患者番号	—	37	内分泌療法の有無	—	42	初診病院医療圏コード	—
16	性状コード(ICD-O-3)	○	3	多重がん番号	—	38	その他治療の有無	—	47	診断病院医療圏コード	—
17	分化度(ICD-O-3)	○		■生存率基本提供項目			■受療動向基本提供項目		52	観血的治療病院医療圏コード	—
18	組織診断名(和名)	○	66	生死区分	—	71	患者異動動向	—	57	放射線治療病院医療圏コード	—
19	ICD-10コード	○	67	死亡日/最終生存確認日資料源	—	72	患者受療動向	—	62	薬物治療病院医療圏コード	—
20	ICD-10(和名)	○	68	生存期間(日)	—	39	初診病院コード	—		■所在地	
23	診断根拠	○	74	生存率集計対象区分	—	40	初診病院都道府県コード	—	43	初診病院住所*	—
24	診断年	○		■生存率選択提供項目		44	診断病院コード	—	48	診断病院住所*	—
69	DCI区分	○	64	原死因(ICD-10)	—	45	診断病院都道府県コード	—	53	観血的治療病院住所*	—
70	DCO区分	○	65	原死因(和名)	—	49	観血的治療病院コード	—	58	放射線治療病院住所*	—
73	統計対象区分	○	76	■死亡年月		50	観血的治療都道府県コード	—	63	薬物治療病院住所*	—
				■診断日詳細基本提供項目		54	放射線治療病院コード	—		【選択提供項目:患者診断時住所地理的属性】	提供
			25	診断年月日	—	55	放射線治療病院都道府県コード	—	8	■診断時患者住所保健所コード*	
			26	診断日精度	—	59	薬物治療病院コード	—	9	■診断時患者住所医療圏コード	
				■病期基本提供項目		60	薬物治療病院都道府県コード	—	10	■診断時患者住所市区町村コード	
			28	進展度・治療前	—				11	■診断時患者住所*	
			29	進展度・術後病理学的	—				75	■集計用市区町村コード	
			30	進展度・総合	—						

別記様式 2-2（病院等の管理者からの提供依頼申出文書）（第 7 条第 2 項関係）

年 月 日

東京都知事 殿

病院等の管理者
（押印省略）

都道府県がん情報の提供の請求について（申出）

標記について、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 20 条の規定に基づき、別紙のとおり当《病院等名称》から届出がされたがんに係る都道府県がん情報の提供の申出を行います。

別記様式 2-2 別紙（第 7 条第 2 項関係）

※提供依頼申出者は太枠内に記入する。

申出番号（新規）						
調査研究名						
根拠となる法律条文	がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号） 第 20 条	<table border="1"> <tr> <td>確認日</td> <td>____年__月__日</td> </tr> <tr> <td>確認者 氏名</td> <td></td> </tr> </table>	確認日	____年__月__日	確認者 氏名	
確認日	____年__月__日					
確認者 氏名						
項目	内容・添付書類	窓口組織での点検事項				
情報の利用目的、 必要性及び研究方法	<p>【情報の利用目的（300 字程度）】※院内がん登録のための場合はチェックのみで可</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 院内がん登録のため</p> <p><input type="checkbox"/> がんに係る調査研究のため</p> <p>（例）全国がん登録情報を用いて、〇〇がん患者の背景因子（年齢、性別、進行度等）、発見経緯、受療動向、治療内容及び予後の地域ごとの格差とその要因分析を行うことで、都道府県間のがん治療、予後等の格差を解消し、国民全体の健康の向上に資する。</p>	<p>（がんに係る調査研究のための場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 登録情報の利用目的及び必要性が申出文書に明記されている</p> <p><input type="checkbox"/> 利用する登録情報等と調査研究方法の関係が明確に記載されている</p> <p><input type="checkbox"/> 個人特定につながるようなデータの利用方法ではない</p> <p><input type="checkbox"/> 研究計画書が添付されている</p> <p><input type="checkbox"/> 研究計画と申出内容に矛盾がない</p>				
	<p>【必要性（300 字程度）】※院内がん登録のための場合は省略可</p> <p>（例）〇〇がん患者の生存率の地域格差を把握するためには、住民ベースの悉皆性の高い全国がん登録の利用が必要である。e-Stat での公表値では目的が達成できない。</p>					
	<p>【研究方法（300 字程度）】※院内がん登録のための場合は省略可</p> <p>（例）集計表案に記載の通り、〇〇がん患者（ICD-10 コード：C〇〇）を都道府県別に集計し、年齢階級、進展度、初回治療内容ごとに層別化する。属性ごとに生存率の算出を行い、がんの過剰死亡を目的変数とした過剰ハザードモデルを使用した多変量解析を行う。</p>					
利用する情報の範囲	診断年次：（西暦）_____年	<input checked="" type="checkbox"/> 診断年次が記載されている				

<p>想定する集計表・図</p>	<p>(集計表・図の作成を予定する場合、想定する集計表・図の添付) ※院内がん登録のための場合は省略可</p>					<p><input type="checkbox"/> 集計表・図の作成を予定する調査研究の場合は、集計表・図の様式案等の添付がある <input type="checkbox"/> 提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではない</p>
<p>利用者</p>	<p>氏名</p>	<p>所属機関</p>	<p>職名</p>	<p>申出上の立場及び院内がん登録又は研究における役割</p>	<p>利用場所</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の具体的な役割が記載されている <input type="checkbox"/> 情報の利用場所について記載されている</p>
	<p>〇〇 〇〇</p>	<p>〇〇大学医学部 〇〇講座</p>	<p>教授</p>	<p>提供依頼申出者 統括利用責任者 分析結果解釈助言</p>	<p>① (名称又は集計、分析等を行う場所の番号等)</p>	
	<p>〇〇 〇〇</p>	<p>〇〇大学医学部 〇〇部</p>	<p>部長 診療情報管理士</p>	<p>利用責任者 入力作業</p>	<p>②</p>	
	<p>〇〇 〇〇</p>	<p>〇〇大学医学部 〇〇講座</p>	<p>診療情報管理士</p>	<p>利用者 入力作業</p>	<p>②</p>	
<p>誓約書</p>	<p>(様式第 2-3 号の添付)</p>					<p><input type="checkbox"/> 利用者全員の誓約書が添付されている</p>
<p>委託の有無</p>	<p>有・無 有の場合 (委託契約書等又は様式第 4-2 号の添付)</p>					<p><input type="checkbox"/> 調査研究の一部を委託する場合には、委託契約書等の書類が添付されている</p>

利用期間	<p>①又は②のいずれか早い日を選択する。(院内がん登録のための場合は①)</p> <p><input type="checkbox"/> ①提供を受けた日から_____年(※)を経過した日が属する年の12月31日までの期間</p> <p><input type="checkbox"/> ②当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日</p> <p>(※)がんに係る調査研究の性質上、全国がん登録情報を5年以上にわたり分析をする必要がある場合は、最大15年</p>						<input type="checkbox"/> 調査研究等の期間に照らして、必要な期間が具体的に明記されている
利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法及び利用後の処理	<p>集計、分析等を行う場所： ※利用者との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。</p> <p>① ○○大学医学部附属病院○○科研究室</p> <p>② ○○大学医学部附属病院院内がん登録室</p> <p>保管を行う場所： ※集計、分析等を行う場所との対応が分かるよう必要に応じて番号等を振る。</p> <p>①' ○○大学医学部附属病院○○科研究室</p> <p>②' ○○大学医学部附属病院院内がん登録室</p> <p><input type="checkbox"/> 利用する情報に合わせ、別添2「利用者が行う安全管理措置」に記載の対策が全て講じられている。</p>						<input checked="" type="checkbox"/> 利用者が行う安全管理措置に示された措置が全て講じられている
調査研究成果の公表方法	<p>利用期間内に以下の方法で公表する予定</p> <p><input type="checkbox"/> 学会又は研究会での公表</p> <p><input type="checkbox"/> 学術誌への投稿</p> <p><input type="checkbox"/> 研究班や所属組織の報告書での公表</p> <p><input type="checkbox"/> ウェブサイトでの公表</p> <p><input type="checkbox"/> その他(具体的な方法を記載)</p>						<input type="checkbox"/> 研究成果の公表方法が示されている
その他特記事項							
事務担当者連絡先	氏名	所属機関	職名	住所	電話番号	メールアドレス	<input type="checkbox"/> 事務担当者の連絡先が明確に記載されている
				〒			

別記様式 2-3（全国がん登録情報等の利用に関する誓約書）（第 7 条関係）

東京都知事 殿

全国がん登録情報等の利用に関する誓約書

私は、[全国がん登録情報等の提供を応諾された研究の名称を記入してください]のために【全国がん登録情報／匿名化が行われた全国がん登録情報／都道府県がん情報／匿名化が行われた都道府県がん情報】を使用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。また、違反した場合には、今後のがん登録情報利用の制限を受ける可能性があり、情報漏えい等が発覚した場合には、がん登録推進法に基づく刑事的な責任及び民事的な責任に問われる可能性があることを理解しています。

記

1. 提供された情報については、全国がん登録情報等に関する利用規約（以下「本規約」という。）に同意し、自らの立場に応じて本規約における提供依頼申出者又は利用者の義務を負担すること。
2. 提供された情報については、全国がん登録情報等の提供に関する申出文書（以下「申出文書」という。）に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に提供しないこと。
3. 提供された情報については、申出文書に記載のとおり厳重に管理し、漏えい、紛失等のないようにすること。
4. 提供された情報の複製データ、加工又は集計により作成した中間生成物及び成果物についても、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」に従い取り扱うこと。
5. 本規約に違反した場合、本契約の解除の有無にかかわらず、本規約に従い、東京都知事が定める措置が適用されることに合意すること。
6. 提供された情報を利用した研究成果等は、公表すること。公表を行わなかったものは中間生成物として消去すること。
7. 提供された情報については、中間生成物を含め、東京都知事に公表前確認を行い、承認を得た後でなければ利用者以外に見せないこと。情報利用中の画面を撮影、録画、スクリーンショットの取得、利用者以外に閲覧させる等の行為は固く禁じられていること。
8. 提供された情報の利用により何らかの不利益を被ったとしても、東京都の責任は一切問わないこと。
9. その他の利用に際しては、東京都の指示に従うこと。
10. 提供された情報の利用にあたり、本規約に加えて東京都が利用者に対し全国がん登録等の提供に関する応諾の通知書において付加した条件を遵守すること。

日付 年 月 日
氏名 _____

備考

- 1 利用者ごとに当該ページを作成すること。
- 2 提供依頼申出者の代表者又は管理者及び利用者は記名すること（押印又は署名は不要）。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

全国がん登録情報等に関する利用規約

2025年6月4日

《東京都》

(総則)

- 第1条 本規約は、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらを匿名化した情報（以下「全国がん登録情報等」という。）の提供依頼申出者及び当該申出に係る全国がん登録情報等の提供を受けた者（以下「利用者」という。）と厚生労働省、国立研究開発法人 国立がん研究センター又は都道府県知事（以下「提供者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）の内容を定めるものである。
- 2 本契約は、提供者が発出する応諾通知に基づき、利用者が本規約を遵守すること等を内容とした全国がん登録情報等の利用に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提供者に提出したときに成立する。
 - 3 全国がん登録情報等を提供するために必要な一切の手段については、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号。以下「政令」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第137号。以下「省令」という。）、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（以下「マニュアル」という。）、提供者が定める事務処理要綱、本規約並びに申出文書等（それらに付随する書類をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。
 - 4 利用者及び提供者は、本契約を履行し、本規約に定めのない事項については、マニュアルに基づくものとする。本契約の成立後、マニュアルが改正された場合は、新たに有効とされたマニュアルに基づくものとする。
 - 5 本規約に定める請求、通知、報告、申出、応諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 本契約の履行に関して、本規約その他資料が、他の言語により翻訳された場合であっても、日本語を正文とする。
 - 7 本契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(全国がん登録情報等の提供及び利用)

- 第2条 提供者は、本契約の成立後、本契約及びマニュアルに基づき、提供依頼申出者に対し、全国がん登録情報等を提供する。
- 2 提供者は、何らかの理由により、前項に基づく全国がん登録情報等の提供が遅延する場合には、その旨及びその理由を提供依頼申出者に対して通知するものとする。提供依頼申出者は、全国がん登録情報等の提供が遅延した場合、応諾通知書に記載された全国がん登録情報等の利用期間の延長を求めることができる。延長日数は、提供者と協議の上決定するものとする。
 - 3 提供者が提供する全国がん登録情報等は、その情報の選択及び体系的な構成を提供者が自ら決定するものであり、提供する全国がん登録情報等がデータベースの著作物として保護を受ける場合、その著作権は、提供者が保有し、行使するものとする。
 - 4 提供依頼申出者に提供される全国がん登録情報等は、申出文書に記載された利用者の範囲に

限り、利用することができる。

- 5 利用者は、本契約、誓約書、申出文書及びマニュアルに従ってこれを利用するものとする。
- 6 利用者は、提供者が全国がん登録情報等の利用の停止を含め、提供した全国がん登録情報等に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

(管理)

- 第3条 利用者は、提供を受けた全国がん登録情報等を消去するまでの間、申出文書に記載した又は提供者により指示を受けた管理方法に基づき適正に管理するものとする。
- 2 全国がん登録情報等を媒体で受領した場合、提供を受けた全国がん登録情報等について、当該データを別の記憶装置に複写・保存する行為は1回に限定する。別の記憶装置に保存された当該ファイルも、提供を受けた全国がん登録情報等として扱うものとする。
 - 3 提供者が利用者に利用状況の報告を求めた場合、利用者は随時対応することとし、報告を求められた時から原則1週間以内に報告を行うものとする。
 - 4 匿名化が行われた全国がん登録情報又は都道府県がん情報の国外にある機関等への提供が生じる場合、国内の提供依頼申出者となった者は、当該機関等に対して本誓約内容を遵守させる責任を負うものとし、当該機関等における情報の取扱いの状況を確認するために、利用者及び利用環境等の監査等を速やかに行える体制を整えるものとする。
 - 5 提供依頼申出者は、国内外を問わず、利用者による情報の利用状況等について、継続的に管理・監督を行うものとする。

(利用の制限)

- 第4条 提供依頼申出者及び利用者（第一号においては、利用者であった者を含む。）は、全国がん登録情報等の利用に当たり、次の各号に掲げる制限を受けるものとする。
- 一 全国がん登録情報等を利用する際は、申出文書に記載した範囲内での利用に限定し、申出文書に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法による利用は行わないこと。
 - 二 提供者が特に認める場合を除き、全国がん登録情報等を用いて、特定の病院等を識別することを内容とした研究を行わないこと。
 - 三 全国がん登録情報等の提供申出に対する応諾通知書において、提供者が全国がん登録情報等の利用に当たり付加した条件がある場合には、当該条件を遵守すること。
 - 四 全国がん登録情報等の提供は、本契約の有効期間中であっても、提供者の判断でその運用を停止し、提供した全国がん登録情報等の利用の停止及び廃棄を求めることがあり得ること。

(作業の外部委託)

- 第5条 提供依頼申出者が国、都道府県又は市町村である場合を除き、提供依頼申出者及び利用者は、提供された情報を用いた調査研究の全部又は主要な部分を委託してはならないものとする。
- 2 研究を外部委託する場合（行政機関が委託する場合も含む。）は、委託先も利用者とし、委託機関先との間で交わされた秘密保持・守秘義務の契約書の写しを提出すること、委託を受けた者が利用者として、誓約書を提供者に提出することを条件とし、委託者は、当該受託した者を充分監督し、作業終了後は速やかに提供された情報、複写データ、中間生成物及び最終生成物の消去をしなければならない。

(欠陥及び障害等)

第6条 利用者は、全国がん登録情報等の提供媒体を受領後、速やかにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、遅滞なく提供者に申し出るものとする。

2 前項の場合において、利用者は全国がん登録情報等の受領後14日以内に、提供者に対して提供媒体の交換を要求できるものとする。その際、利用者は、提供者に当該データを郵送により返却することとし、提供者は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。

3 第1項の障害が提供者の帰責事由による場合、利用者からの返却に係る郵送費用及び提供者からの再送付の費用は提供者が負担するものとする。なお、その障害が利用者の媒体の取扱い時に生じた傷等、利用者の帰責事由による場合は、当該費用は利用者が負担するものとする。

(申出文書等の変更)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる申出文書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を提供者に提出するものとする。

一 利用者の人事異動等に伴い、同一提供依頼申出者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合

二 利用者を追加又は除外する場合

三 成果の公表形式を変更する場合(例:新たに公表方法を追加する場合等)

四 利用期間の延長を希望する場合

五 利用者がセキュリティ要件を修正する場合

六 その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合

七 その他、前号以外の軽微な修正を行う場合

2 利用者は、申出文書の内容を変更する必要があるときは、変更申出文書及び変更内容に応じて必要となる書式を窓口組織からの案内に従い提出する。提供者は、審議会等の審査を経た上で(前項第一号、第二号若しくは第七号又は次条第3項ただし書に規定する手続きの対象となる場合を除く。)、応諾通知書又は不応諾通知書を提供依頼申出者に通知する。当該変更をする場合にあっては、利用者は、提供者から当該変更に対する承認の通知がない限り、当該変更に基づく全国がん登録情報等の利用を行ってはならない。利用者は、提供者より不応諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

(利用期間)

第8条 利用者は、全国がん登録情報等を申出文書に記載した期間内にのみ利用できるものとする。利用期間は、原則利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する年の12月31日までの間とする。

2 前項の場合において、期限を超えて全国がん登録情報等を利用する必要がある場合(研究計画の変更等によるものであり、第7条第1項第四号に該当する場合を除く。)は、利用者は、利用期間終了前の審査会の事前相談締め切りまでに変更申出を行う旨を申し出ること。当該申出が審議会等で必要と認められた場合のみ、利用を開始した日から起算して15年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間を利用期間とする。ただし、15年を超える保有はできない。

3 提供者は、当該依頼を受けた場合にあっては、利用期間の延長理由等を考慮し必要に応じて当該依頼を認めることとする。ただし、利用者が利用期間の延長を希望する時点で、全国がん

登録情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表に係る手続きが進行中（論文執筆中や査読の結果待ち等）の場合には、延長が必要な理由及び希望する延長期間を記載した変更申出文書に、当該手続き中であることが確認できる書類を添えて提供者に提出することにより代えることができるものとする。

- 4 全国がん登録情報等の利用期間を超過した場合（利用者があらかじめ全国がん登録情報等の利用期間の延長の申出を行い、厚生労働省が応諾しなかった場合を含む。）、提供者は利用者に対し速やかに当該全国がん登録情報等、複写データ、中間生成物及び最終生成物の消去を求めるものとする。
- 5 本契約は、利用期間が存続する限り、有効とする。

（実地監査等）

第9条 提供者は、全国がん登録情報等の利用環境について利用者に対して実地監査を行い、利用者の業務時間内において事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求めることができる。

- 2 前項の実地監査を行う場合、提供者は、必要に応じてその職員及び提供者が適切と認めた者を利用者及び利用者が利用する全国がん登録情報等の利用場所及び保管場所に派遣し、全国がん登録情報等の利用環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとし、利用者は、これに応じるものとする。
- 3 第1項の実地監査を行う場合、提供者は、検査を行う旨を必要に応じて事前に利用者へ通知するものとする。

（全国がん登録情報等の紛失・漏えい等）

第10条 利用者は、全国がん登録情報等を紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合又はその恐れが生じた場合は、直ちに提供者へその内容及び原因を報告し、提供者の指示に従うものとする。

- 2 前項の紛失の原因が災害又は事故等の不可抗力により利用者及び取扱者の責めに帰することができない事由である場合において、利用者が再度全国がん登録情報等の提供を希望する場合は、提供者と協議の上、必要な手続き等を行うものとする。

（利用者の保証等）

第11条 利用者は、申出文書、利用後の処置及び実績報告、その他全国がん登録情報等の提供に関して提供者に提出した書類の記載内容を確認し、かつ、その内容が真実であることを表明し、保証する。

- 2 利用者は、前項の提供者に対して提出した書類、その他提供者に対する連絡の内容が、第三者の知的財産権、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害していないことを表明し、保証する。
- 3 利用者は、本契約に定める手続きを経ることなく、申出文書に記載された事項を変更しないことを約する。

（提供した全国がん登録情報等の処理）

第12条 利用者は、全国がん登録情報等の利用終了後（申出文書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、ハードディスク、紙媒体等の全国がん登録情報等、複写デー

タ及び中間生成物を消去し、廃棄処理報告書により提供者へ消去したことを報告する。

- 2 利用者は、申出文書に記載した成果の公表前に、成果物について提供者へ報告し確認を求め、また、成果物の公表後3か月以内に、廃棄処置及び実績報告書により提供者へ利用実績を報告する。
- 3 利用期間終了前に提供者が全国がん登録情報等の廃棄を請求したとき（利用者による本契約の違反又は提供者の判断による全国がん登録情報等の提供の停止の場合を含む。）は、同条第一項に定める消去の手続きに従うこととする。
- 4 利用者は、やむを得ない事情により全国がん登録情報等を利用する研究や業務の達成が困難となった場合は、速やかに廃棄処置及び実績報告に当該理由を記載して報告するとともに、全国がん登録情報等、その複製データ及び中間生成物を消去する。

（成果の公表）

第13条 利用者は、全国がん登録情報等を利用して行った研究や業務の成果を、申出文書に記載した利用期間内に公表することとする。

- 2 利用者は、前項の公表にあたっては、マニュアルに基づき対応することとする。
- 3 第1項の公表に際して、利用者は、全国がん登録情報等を基に独自に作成・加工した資料等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している資料等とは異なることを明らかにするものとする。
- 4 利用者は、申出文書に記載した利用期間内に全国がん登録情報等を利用して行った研究や業務の成果を公表できない場合は、提供者に変更申出文書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、申出文書に記載した公表時期を延長できるものとする。

（解除）

第14条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、利用者に対する通知により、本契約を解除することができる。

- 一 本契約に基づく保証の違反を含め、本契約に違反し、提供者が定める相当期間内に当該違反が是正されないか、又は提供者において是正が不可能と判断したとき。
- 二 利用者の全国がん登録情報等の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると提供者が判断したとき。
- 三 申出文書に記載された学術研究等の目的が達成できる見込みがないと提供者が判断したとき。
- 四 利用者が提供者に対し、申出文書の記載事項の変更の申出を行い、提供者において、審査の結果、これを不承認としたとき。
- 五 利用者による本契約の重大な違反その他の事由により、全国がん登録情報等の利用を行うことが不適切であると提供者が判断したとき。

（契約に違反した場合の措置）

第15条 提供者は、利用者が本契約に違反し、又は本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、利用の停止を行い、本契約の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができる。また、利用者は、本契約の終了後であっても、以下の措置が適用されることに同意する。

- 一 全国がん登録情報等の速やかな返却並びに複製データ及び中間生成物の消去を行わせること。
- 二 一定の期間又は期間を定めずに、利用を停止すること。
- 三 全国がん登録情報等の提供の申出を受け付けないこと。
- 四 全国がん登録情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表を行わせないこととする。
- 五 氏名を公表すること。

(提供者の免責等)

- 第16条 利用者は、本契約が締結された場合であっても、提供申出に係る全国がん登録情報等の提供が遅れること、これを提供しないこと、又は一旦提供した場合であっても、その返却を求める場合があるとともに、これらにつき、提供者は利用者に対し一切の責任を負わないことを予め承することとする。
- 2 利用者が全国がん登録情報等を利用したことにより、何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、提供者は利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。
 - 4 利用者が全国がん登録情報等を用いて作成した資料等に関して、利用者と第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、提供者は一切の責任を負わないものとする。
 - 5 本規約に違反した全国がん登録情報等の利用により権利を侵害された第三者から提供者に対して損害賠償請求が行われ、その請求が認められた場合には、提供者は当該賠償額相当について利用者へ求償することができる。

(契約終了後の措置)

- 第17条 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、その条項の性質により、終了後も効果の存続が予定されている条項は、その文言にしたがって効力を有するものとする。

(その他)

- 第18条 提供依頼申出者及び利用者並びに提供者は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

附則 この規約は2025年6月4日から施行する。

別記様式 2-4 (情報の提供依頼変更申出文書) (第 21 条第 2 項関係)

年 月 日

東京都知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

申出番号XXXX-XXXX [都道府県がん情報等] の申出内容について、以下の点で変更が生じたことから、別紙のとおり、変更申出を行います。

- ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合
- ②利用者を追加又は除外する場合
(ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く)
- ③成果の公表形式を変更する場合
- ④利用期間の延長を希望する場合
- ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
- ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合

※該当する変更点に全てチェックを入れる。

別記様式 2-4 別紙 1 (今回申請の変更箇所)

変更点		変更後	変更前	変更理由
1	<input type="checkbox"/> ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> ②利用者を追加又は除外する場合 (ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く) <input type="checkbox"/> ③成果の公表形式を変更する場合 <input type="checkbox"/> ④利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 <input type="checkbox"/> ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合			
2	<input checked="" type="checkbox"/> ①利用者の人事異動等に伴い、同一利用者内の所属部署・連絡先又は氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> ②利用者を追加又は除外する場合 (ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く) <input type="checkbox"/> ③成果の公表形式を変更する場合 <input type="checkbox"/> ④利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> ⑤利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> ⑥その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合 <input type="checkbox"/> ⑦その他、⑥以外の軽微な変更を行う場合			

※必要に応じて行を追加する。

別記様式2-4 別紙2（改変履歴）

※過去に行った変更申出がある場合は全て列記する（審議会等の審査を受けていないものを含む）。

申出番号（新規）：XXXX-XXXX

変更申出（1回目）：

変更申出年月日： 年 月 日

変更点		変更後	変更前	変更理由
1	<input type="checkbox"/> 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> 申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさない極軽微な変更を行う場合 <input type="checkbox"/> 利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> 成果の公表形式を大幅に変更する場合 <input type="checkbox"/> 利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合			
2	<input type="checkbox"/> 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> 申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさない極軽微な変更を行う場合 <input type="checkbox"/> 利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> 成果の公表形式を大幅に変更する場合 <input type="checkbox"/> 利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合			

※必要に応じて行を追加する。

変更申出（2回目）：

変更申出年月日： 年 月 日

変更点		変更後	変更前	変更理由
1	<input type="checkbox"/> 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> 申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさない極軽微な変更を行う場合 <input type="checkbox"/> 利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> 成果の公表形式を大幅に変更する場合 <input type="checkbox"/> 利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合			
2	<input type="checkbox"/> 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合 <input type="checkbox"/> 申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさない極軽微な変更を行う場合 <input type="checkbox"/> 利用期間の延長を希望する場合 <input type="checkbox"/> 成果の公表形式を大幅に変更する場合 <input type="checkbox"/> 利用者がセキュリティ要件を修正する場合 <input type="checkbox"/> その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合			

※必要に応じて3回目以降を追加する。

別記様式 3-1 (国、都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究であることを証明する書類) (第 8 条第 1 項関係)

年 月 日

東京都知事 殿

提供依頼申出者
(押印省略)

情報の利用の必要性について

年 月 日付けで提供の申出を行う情報について、下記のとおり、その利用を必要とするものですので、よろしくお取り計らい願います。

記

以上

年 月 日

東京都都知事殿

提供依頼申出者
(押印省略)

調査研究等の委託に係る契約について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提供の申出を行った情報については、調査研究を(委託者名)から委託されています。現在、委託盟約の締結を進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付したいと考えておりますが、現時点においては契約書又は覚書において、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

以上

別記様式 4-2 (申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書: 調査研究の一部委託) (第 8 条第 4 項関係)

年 月 日

東京都知事殿

提供依頼申出者
(押印省略)

調査研究等の委託に係る契約について

年 月 日付けで提供の申出を行った情報については、一部の解析等を(受託者名)に委託することとしていますが、現在、委託盟約の締結を進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付したいこととしておりますが、現時点においては契約書又は覚書において、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしておりますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、委託先の利用者についても誓約書を提出していることを申し添えます。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

以上

別記様式5-1（同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定の申請書）（第9条第3項関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

提供依頼申出者
（押印省略）

同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る
認定の申請について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付け（全国がん登録情報、都道府県がん情報）の提供の申出に関し、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）附則第2条に基づき、別添のとおり、申請します。

なお、同意に代わる措置として、「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成27年厚生労働省告示第471号）に即した措置を講じていることを申し添えます。

別記様式 5-2 (第9条第3項関係)

年 月 日

東京都知事 殿

(提供依頼申出者)

住所

(法人の場合は所在地)

氏名

(法人の場合は名称及び代表者の職氏名)

同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすこと
に係る認定申請の進達について (依頼)

標記の件について、 年 月 日付都道府県がん情報の提供申出に関し、がん登録等の推進に関する法律施行令(平成27年政令第323号)附則第2条に基づき、別添のとおり申請するものですので、厚生労働大臣への進達について、よろしくお取り計らい願います。

文 書 番 号
年 月 日

提供依頼申出者 殿

東京都知事

申請された情報の提供について

〇〇年〇〇月〇〇日付で提供依頼申出された情報(申出番号XXXX-XXXX)について、【提供すること/下記条件を満たした場合に提供すること】となりましたのでお知らせします。

記

提供番号: XXXX-XXXX

審査結果: 【応諾/附帯意見付き応諾/条件付き応諾】

附帯意見: 【なし/〇〇】

提供条件: 【なし/〇〇】

以上

別記様式 6-2 (不応諾の通知書) (第13条関係)

文 書 番 号
年 月 日

提供依頼申出者 殿

東京都知事

申請された情報の提供について

年 月 日付で提供依頼申出された情報(申出番号XXXX-XXXX)について、下記の理由により、提供しないこととなりましたのでご了承ください。

記

審査結果：不応諾

情報の提供をしない理由：〇〇

以上

別記様式 6-3 (病院等への提供の通知書) (第13条関係)

文 書 番 号
年 月 日

提供依頼申出者 殿

東京都知事

申請された情報の提供について

年 月 日付で申請された情報(申出番号XXXX-XXXX)について、提供することとなりましたのでお知らせします。

提供番号: XXXX-XXXX

以上

別記様式 6-4 (第13条の2第1項関係)

年 月 日

東京都知事 殿

(提供依頼申出者)

住所

(法人の場合は所在地)

氏名

(法人の場合は名称及び代表者の職氏名)

都道府県がん情報等提供依頼申出書等修正報告書

標記の件について、「都道府県がん情報等提供依頼申出に係る決定通知書」(年 月 日付 第 号) で通知された条件等に基づき、下記のとおり申出書等の修正を行ったので、報告します。

申出番号	
申出区分	<input type="checkbox"/> 提供依頼申出 <input type="checkbox"/> 再審査申立 <input type="checkbox"/> 変更申出書
提供番号	
理由・条件等	
修正内容等	
添付資料等	<input type="checkbox"/> 都道府県がん情報等提供依頼申出書 (修正後) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

別記様式 6-5 (第13条の2第2項関係)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都がん登録審議会
会長

都道府県がん情報等提供依頼申出に係る修正確認報告書

標記の件について、提供依頼申出者から提出された「都道府県がん情報等提供依頼申出書等修正報告書」(年 月 日付)を確認し、「都道府県がん情報等提供依頼申出に係る決定通知書」(年 月 日付 第 号)で通知された下記条件への適合を認めた旨、報告します。

記

申出者	
申出番号	
申出区分	<input type="checkbox"/> 提供依頼申出 <input type="checkbox"/> 再審査申立 <input type="checkbox"/> 変更申出書
提供番号	
条件	
添付資料等	<input type="checkbox"/> 都道府県がん情報等提供依頼申出書等修正報告書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

別記様式 6-6 (第13条の2第3項関係)

文 書 番 号
年 月 日

提供依頼申出者 殿

東京都知事

都道府県がん情報等提供依頼申出に係る修正確認通知書

標記の件について、提供依頼申出者から提出された「都道府県がん情報等提供依頼申出書等修正報告書」(年 月 日付)により、「都道府県がん情報等提供依頼申出に係る決定通知書」(年 月 日付 第 号)で通知された下記条件への適合を認めましたので、通知します。

記

申出番号	
申出区分	<input type="checkbox"/> 提供依頼申出 <input type="checkbox"/> 再審査申立 <input type="checkbox"/> 変更申出書
提供番号	
条件	
備考	

別記様式 6-7 (第13条の3第1項関係)

年 月 日

東京都知事 殿

(提供依頼申出者)

住所

(法人の場合は所在地)

氏名

(法人の場合は名称及び代表者の職氏名)

都道府県がん情報等提供依頼申出に係る決定に関する再審査申立書

標記の件について、「都道府県がん情報等提供依頼申出に係る決定通知書」(年 月 日付 第 号) で通知された決定について、下記のとおり異議があるので、再審査を請求します。

申出番号	
申出区分	<input type="checkbox"/> 提供依頼申出 <input type="checkbox"/> 変更申出書
提供番号	
異議の内容(再審査申立ての理由)	
添付資料等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

別記様式 6 - 8 (第13条の4 関係)

年 月 日

東京都知事 殿

(提供依頼申出者)

住所

(法人の場合は所在地)

氏名

(法人の場合は名称及び代表者の職氏名)

都道府県がん情報等提供依頼申出取下書

標記の件について、下記のとおり都道府県がん情報等の提供依頼申出を取り下げます。

当初申出番号	
変更申出番号	※変更申出を行った場合は、最新の番号を記入してください。
提供番号	※申出に係る決定通知を受けた場合は、記入してください。
取下げの理由	

別記様式 7 (廃棄処置及び実績報告書)

年 月 日

東京都知事 殿

利用者
(押印省略)

廃棄処置及び実績報告書

提供を受けた情報 (提供番号XXXX-XXXX [全国がん登録情報等の提供を応諾された研究の名称を記入してください]) について、当該利用期間が終了したため (利用が終了したため)、廃棄処置状況及び利用実績について、下記のとおり報告します。

記

処理年月日 : ○○年○○月○○日

廃棄処理方法 : ○○

成果の公表方法	公表年	公表した学会・学術誌・研究班等の名称	タイトル
<input type="checkbox"/> 国内外の学会又は研究会での公表 <input type="checkbox"/> 学術誌への投稿 <input type="checkbox"/> 研究班や所属組織の報告書の公表 <input type="checkbox"/> ウェブサイトでの公表 <input type="checkbox"/> その他 (具体的な方法を記載)			
<input type="checkbox"/> 国内外の学会又は研究会での公表 <input type="checkbox"/> 学術誌への投稿 <input type="checkbox"/> 研究班や所属組織の報告書の公表 <input type="checkbox"/> ウェブサイトでの公表 <input type="checkbox"/> その他 (具体的な方法を記載)			

※公表された上記内容について、該当部分を複写し添付する。

※インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を記載する。

以上

別記様式 8 (第18条第 1 項関係)

年 月 日

東京都知事 殿

(提供依頼申出者)

住所

氏名

公表予定内容報告書

標記の件について、 年 月 日付で提供が決定された情報(提供番号)
を利用した調査研究成果について、下記のとおり公表を予定していますので報告します。

記

※ 別添として、当該調査研究に係る成果資料(学术论文、学会発表抄録、書籍、ウェブサイト、会議資料等)を添付すること。

- 1 公表予定内容
別添のとおり
- 2 公表日時
- 3 公表場所

別記様式9（都道府県がん情報の国外提供に関する報告書）（第23条第2項関係）

東京都健康推進課

連絡先：（メールアドレス又は電話番号）

都道府県がん情報の国外提供に関して、次のとおり報告します。

1. 情報提供の申出種別（該当するものを■に変更すること。）

新規 変更申出（前対応諾：○年○月○日）

2. 申出の概要

提供依頼申出者 （個人の場合は氏名と所属）		
調査研究名		
法第何条第何項に基づく申請か		
利用の目的 （2～3行で簡潔に記載）		
利用する 情報	診断年	
	がん種	
	その他備考	
国外の利用者		
国外の利用場所		

3. 審議の結果（該当するものを■に変更すること。）

応諾 附帯意見付き応諾 条件付き応諾 継続審議 不応諾

条件（条件付き応諾の場合は条件を以下に記載すること。）：

以上